

國學院大學學術情報リポジトリ

宗教法人の成立と立法主義にかかると考察：
認証制の解釈と戦後の神社法論議をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤本, 頼生 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001029

宗教法人の成立と立法主義にかかる一考察

——認証制の解釈と戦後の神社法論議をめぐって——

藤 本 頼 生

はじめに

宗教法人法が昭和二十六（一九五一）年四月三日に施行されてから六十六年余を経た。平成七（一九九五）年三月二十日に発生したオウム真理教事件を受けて、平成七年十二月十五日に「宗教法人法の一部を改正する法律（平成七年法律第一三四号）」が平成八年九月十五日に施行されて以降、所轄庁への備付書類提出の義務化等を通じて、いわゆる不活動宗教法人の問題も顕在化し、とくに近年、我が国において少子高齢化、過疎化が進む中で社寺の維持管理そのものが困難となつていような事例も報告されている。⁽¹⁾さらには人口減少、限界集落などの問題も相俟つて数十年後には社寺をはじめとする宗教法人の廃祀や消滅が相次ぐのではないかとする石井研士の指摘もある。⁽²⁾その一方で、こうした状況をいかに打開していくかという点については、基礎的な問題として今後、宗教法人そのものの合併や解散といった問題をあらためて歴史的な経緯とともに実態的に検討・分析する作業が必要であると考えられる。

しかしながら、現行の宗務行政およびその法的根幹となる宗教法人法は、憲法に定める信教の自由および政教分離の精神に即して、各宗教法人の自主性を重んじていることから、設立をはじめ、先にのべた合併、解散などにかかる認証事務そのものを含め、行政側（文化庁）が法的な側面から宗教法人制度に対する抜本的な行政施策自体を打ち出すには難しい状況もあるものとも考えられる。それゆえに宗教法人の設立と合併、解散にとってハードルとなる所轄庁の「認証」という法人の成立そのものにかかる制度について再考しておく必要もあろう。

そこで本稿では、これまでの宗教法人制度にかかる文化庁関係者の著述等を繙くとともに、昭和三十年代初頭の宗教法人法改正問題と、それに伴って神社界で検討された神社法制定論議を振り返ることで、宗教法人の成立と立法主義の問題を考えてみたい。

一 「認証」制に至る法制度の経緯と法的解釈

昭和二十六年四月三日に施行された現行宗教法人法の制定過程については、これまで栗田直樹、梅川正美、渡部 蒨、井上恵行、清水節らをはじめとする先学の研究があり、制定当時はまだ連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）以下GHQと記す）による占領下にあったことから、GHQ民間情報教育局（CIE）宗教課との交渉過程を含め、当時の制定経緯が明らかになってきたところである。

宗教法人法は大別して、①認証制、②責任役員制、③公告制という三つの特徴をもつが、宗教法人になりたいものを行政が認める場合の制度としては、行政法上の分類でいうところの法律行為的行政行為にあたる「許可」や「認可」でない「認証」制としている。これは宗教活動の自由を極限まで保障する意図のもとで届出制をとっていた宗教法人令の弊害を避け、現行憲法における信教の自由、政教分離の原則に配慮する形で制定されたものであると考えられて

おり、宗教法人令との最大の相違点でもある。

この「認証」制については、まさに宗教法人の成立にかかる主義を示すものであるが、宗教法人が一種の公益法人であり、非課税という国の保護特典も与えられていながら、その設立については、民法旧三十四条にて定められていた「主務官庁の許可」制を死文化する形で、所轄庁の許可や認可ではない認証という制度を採用している。ゆえに本稿でもまずは、宗教法人の設立、成立にかかる近代以降の歴史的経緯について簡単に述べておきたい。

神社および宗教にかかる法人の成立主義に関してその経緯を明治初期から少し触れておくと、明治五年三月に発足した教部省が社寺の設立や廃止を取扱うこととなったが、その法制的な根幹となったのは、同年八月晦日の大蔵省達第一一八号（「無願ニシテ社寺地蔵堂稲荷ノ類創立致候儀従前ノ通禁制タルヘキ事」と、内務省社寺局時代に出された明治十一年九月の内務省達第五十七号（「社寺取扱概則」）である。ここでは一定の要件を備えていれば、地方長官の許可が得られるというものであったが、その後、明治三十一年の民法の施行にあたっては、三四条（現行は三三条二項）にて「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」とされたものの、民法施行法第二八条にて「民法中法人ニ関スル規定ハ当分ノ内神社、寺院、祠宇及ヒ仏堂ニハ之ヲ適用セス」として、宗教団体に対しては別途特別法を制定することが予定していたとされる。そのため政府は、明治三十二年十二月九日に第二次の山縣内閣において第一次宗教法案を提出（全五三条）し、同法案では、設立に許可主義、規則の変更に認可主義をとっていたものの仏教側の反対にあい廃案となった。その後、昭和二年一月十七日の第五二回帝国議会（貴族院）に出された第二次宗教法案（全一三〇条）でも法人設立に許可主義を採ったがキリスト教側の反対にあい廃案となったこともあり、昭和十四年に制定公布された宗教団体法では宗教団体の設立に認可主義を採用した。

宗教団体法は、現在でいうところの宗教法人は主務官庁の認可によって成立するというもので、認可は法人の成立要件で、登記が第三者に対する対抗要件であった。その後、昭和二十年八月十四日のポツダム宣言の受諾に基づく先の大戦での敗戦によってわが国はGHQの占領下となり、同年十月四日に「政治的、社会的及宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」が発せられたことよって宗教団体法の廃止が決定した。この決定を受けて昭和二十年十二月二十八日に出された宗教法人令は、帝国議会の議決を経ない緊急勅令（いわゆるポツダム勅令）であったことから、法人の設立に許可も認可も必要としない準則主義を採用したため混乱、問題も多く、その弊害、欠点を補うべく採用されたのが現行宗教法人法の認証制であると考えられている。⁽⁷⁾

これら現行の宗教法人制度の根幹となる三つの制度的特徴のうち、とくに宗教法人の成立にかかる認証制については、準則主義によって法人の設立が簡易に行うことができた宗教法人令の欠陥を是正する方針のもとに制度化されたものの、その「認証」については、行政法における定義や概念が曖昧である。

この点については、そもそも「認証」という用語そのものが、行政法以外での分野でも使われる用語であり、行政行為としての「認証」についても、規制行政における「許可」制の一種である認証制度（政府認証などの基準認証制や相互認証制、第三者認証など）とも法令上の用語としては異なるものである。⁽⁹⁾文化庁宗務課長を務めた根本昭によれば、行政行為（行政処分）でいうところの確認に相当するものと考えられているとするが、種々の行政法の入門書・概説書等のなかでも、表1にも参考として示したように、行政庁のなす行政行為の分類のうち、効果や性質による分類のなかに「認証」は記載されていない。⁽¹²⁾

宗教法人法に記された「認証」とは、宗教法人法制定当時の文部省宗務課の専門職員で『宗教法人法の基礎的研究』を記した井上恵行（大正十三年～昭和三十六年まで文部省宗務課職員にて天台宗東光院の住職を務めた）によれば、

表1 行政処分の性質による理論上の分類

行政行為	法律行為的 行政行為	命令的行為	下命（および禁止）
			許可
			免除
		形成的行為	特許 （相手方に法律上の権利または包括的な法律関係を設定する行為、例：電気事業法上における電気事業の許可）
			認可
			代理
	準法律行為的 行政行為		確認
			公証
			通知
			受理

（磯部力『新訂行政法』2012、73頁の表をもとに筆者一部追加）

「公の権威をもつて特定既存の事実または法律関係を判断して確認し証明する、という行為であるから、行政法上の「確認」の一種であり、行政行為であるとする。またこの法人法上の「認証」とは、「法人格取得の原因たる登記の前提条件にすぎないのである」とも述べている。法人の成立要件となる登記自体についても井上は、第三者の法律的行為を補充してその効力を完成させる形成的行為たる認可とは異なるとしている。さらには法律行為的行政行為の認可と異なり、法人法の認証は、準法律行為的行政行為で、「認証は判断の表示であり、認可は効果意思の表示である」とあり、準法律行為的行政行為かつ「認識の表示」である「公証」とも異なるものであるとする。井上は、その認証については、「一種の確認行為であるが、認証は規則についてであって、宗教団体そのものについてではない」とし、「認証の決定について、一定の基準を設け、所轄庁の恣意を防ごうとする法的配慮がうかがわれる」とするものの¹³、昨今、元文化庁宗務課専門職員であった洗建（元駒澤大学教授）が、審査基準に「三年ルール」という設定があることは、恣意的な認証の遅延に

つながり、国（行政）が宗教の価値判断、介入を行うもので、認証に裁量権をもつような行為は、信教の自由の侵害ではないかという指摘もある¹⁴。

そこで、この認証について、これまでの文化庁や所轄庁担当者の説明を掲げてみると、

本法で認証と申しておりますことは、第十四條にもありますように、当該団体が、第二條に規定されているような宗教団体であり、また、規則や手続が法令の規定に適合しているものであることを、所轄庁において確認する行為でありまして、事実について認定して、公の権威をもつて宣言するにとどまり、それからいかなる効果が生ずるかは、もっぱら法律の定めるところによるのでありまして、その行為をした所轄庁の意思によるものではありません。この点、第三者の法律行為を補充して、その効力を完成させる認可とは、性質上の相違があると申すことができます。

（昭和二十六年二月二十八日第一〇国会、衆議院文部委員会における篠原義雄文部省官房宗務課長の説明）
宗教法人を設立する場合、規則の認証又は合併の認証が行はれるが、この認証に関する決定にあたって所轄庁は法定の要件を具備しているかどうかを審査する。第十四条には規則の認証における三要件を、第三十九条には合併の認証における三要件を規定している。

（文部省官房宗務課長篠原義雄著『神社關係 宗教法人法の解説』神社新報社、昭和二十六年、三五―三六頁）
「認証」とは、宗教法人になろうとする当該団体が、宗教法人法に定義する宗教団体であること、規則または手続が法令に適合していること等、法の定める一定の要件を備えていることを所轄庁が確認して証明する行為のことである。

（中村博介〈元福岡県総務部私学学事振興局学事課宗教係長〉「宗教法人の管理運営―所轄庁の立場から―」

財団法人日本宗教連盟編『宗教法人読本』ぎょうせい、昭和五十六年、一六七頁
 「認証」とは、宗教法人法が定める一定の要件を備えていることを公に確認する行為である

(文化庁編『宗教法人の事務』二二頁、ぎょうせい、昭和五十八年)
 この「認証」という行為は、法令で定められた要件を備えているかどうかを審査し、所定の要件を備えていると認めたときに行うその旨の判断の表示とされ、「許可」と違って裁量の余地はないとされています。

(文化庁文化部宗務課内宗教法人研究会編著『Q & A 宗教法人の管理運営』ぎょうせい、平成十年〔初版は平成七年〕、一一頁)

「認証」とは、法律で定める要件を備えていると認めたときに行うその旨の判断の表示とされている。宗教法人令では、宗教団体は自ら規則を作成して登記をすれば宗教法人となり得たが、宗教法人法では、設立時の規則、規則の変更、合併、任意解散について所轄庁の認証を要することとし、これによって宗教法人の伝統、独自性、自律性を尊重するとともに、宗教団体でないものが宗教法人になったり、法令に適合しない規則の作成、規則の変更、合併、任意解散の手続きがなされることを防止している。

(文化庁文化部宗務課『宗教法人実務研修会資料(平成二十五年度版)』平成二十五年九月、八頁)

とある。⁽¹⁵⁾ また、こうした記述を受け、全国の大半の神社を包括する神社本庁でも、

認証 規則が真正であることの公の証明行為

(『改訂神社実務提要』昭和六十年、三〇頁)⁽¹⁶⁾

認証 規則や手続が法令に適合してゐることを所轄庁が確認し、証明する行政行為

『新編神社実務提要』平成十一年、四〇頁

などと説明している。⁽¹⁷⁾ また、主として宗教法人法を取り扱う弁護士らが執筆した『宗教法人の実務問答集』においては、認証行為を「公の機関が証明する行為」⁽¹⁸⁾と表現している。

文化庁の説明では、行政法上、規制行政にあたる宗務行政にて行われる「認証」という行為を「公に確認する行為」とはするものの、「確認」する行為と「証明」する行為とは、表1に掲げたように理論上は、おのずと行政法上の分類が異なるものとなり、いずれも「準法律行為的行政行為」にあたるものであっても、確認と公証とは、ニュアンス、行為の内容が異なるものと解される。先に掲げた文化庁の説明では、行政法上の分類において「準法律行為的行政行為」と判断とする井上のような明確な説明は行っていない。また、井上によれば、この宗教法人の成立にかかると考え方を「宗教法人の設立は、認可主義ではなく、一種の準則主義を採り、宗教法人は設立の登記によつて成立することとなっている（第十五条）⁽¹⁹⁾」（傍線部筆者）と説明している。

しかしながら、井上とともに同時期に宗務課専門職員であったこともある梅田義彦（元神祇院調査官→文部省宗務課専門官、東海短期大学教授、故人）は、「そこでこれらの混雑不備を防ぎ、法人令の欠陥を是正する方針のもとに、宗教の自由平等、政教分離の精神を保持しつつ、日本の宗教の伝統に即し、その自主性を重んじ、あらたに認証制（軽い意味の認可制）を立て前として、ここに本法が立案せられたのである」⁽²⁰⁾（傍線部筆者）と述べ、認証制を「軽い意味の認可制」という表現で説明している。井上、梅田ともに宗務課で同時期を過ごした官吏でありながら、一種の準則主義と軽い認可制では、行政行為、処分としては異なるものである。なぜ、こうした認証に対する解釈表現の違い

が見られるのだろうか。単なる観念的な違いなのであろうか。

認証行為の法的性質について筆者は、規則に対する行政庁の認証の決定について、「……認証は、羈束行為である。裁量は許されない。規則認証の性格については、認証の決定はその宗教団体に権利を付与する性質の行為ではなく、宗教団体に法人格を付与する前提としてなされる認可処分にすぎない」、「……宗教団体の自律規定につき法人格を付与してその活動を助長擁護するための最少限度の法的規制を図る目的からこれが法定の要件を具備するか否かを審査し、これに適合するものについてこれを公証するにとどまる、いわゆる認可的行為であって、これによっては何等当該宗教団体に対して権利を付与するものではなく、単にその法人格取得の前提段階としてなされる処分に過ぎない」という昭和二十九年十一月三十日の鹿児島地裁判決（鹿児島地判昭和二八年（行）五 行裁例集五卷一〇号二八一六頁）をもとにした考え方を受けて、梅田が「軽い意味での認可制」と説明しているに過ぎないのではないかと推測する。事実、法学者からもこの鹿児島地裁の判決をもとに、奈良次郎や三木義一が指摘するように、認証が「講学上の認可の範疇に属するものである」と考える見方もある⁽²³⁾。

また、宗務行政における「認証」行為を行政行為としていかに分類するか、その捉え方については、宗教法人法案が提出された当時の国会審議において、「宗教法人の規則として法令に適合しているかどうかを審査して、合法性を確認する行為」、「当該団体が、第2条に規定されているような宗教団体であり、また規則や手続が法令の規定に適合しているものであることを所轄庁において確認する行為」であり、「事実について認定して、公の権威をもって宣言するにとどまり。それからいかなる効果が生じるかはもっぱら法律の定めるところによる」と、篠原義雄宗務課長が説明しており、この点を指摘して、井上と同様に、宗教法人の「認証」制は、行政行為でいうところの「確認」に相当するものと解するのが適当とする根本昭（元宗務課長）の見解がある⁽²⁴⁾。

ついで行政側の裁量の有無の面からみた分類で考えると、衆議院法制局参事や文化庁宗務課長補佐などを務めた渡部菊によると、「認証」は「羈束行為」にあたるものであり、裁量は許されない⁽²⁶⁾（＝裁量行為ではない）と判例などから解している。しかしながら、渡部が引用する判例でも、行政行為としての認証の説明に、「法人格を付与する前提としてなされる認可処分にすぎない（前掲の昭和二十九年の鹿児島地裁判決）」とあったり、「所定の要件を満たしている」という判断を表示する確認行為であって、第三者の行為を補充してその法律上の効力を完成させる認可とは異なる（昭和六十二年の横浜地裁判決）」という説明や「主務官庁の認証は、宗教団体が変更しようとする事項が法定の要件を具備するか否かを審査しその要件に適合するものについてはこれを公証にとどまる認可的行為（行政処分）であり（昭和五十一年神戸地裁判決）」、「補充的、確認的行為（昭和六十三年大阪高裁判決）」などとあって、「認可」の語が乱用されており、各判例での記述も一定していないことから、行政法上の分類について判例でも明解な認証の定義に關する記載がないのが現状であると考えられよう。

行政の裁量の有無という点でいえば、前出の根本昭は、宗教法人法の制定経緯などを総合的に勘案して「所轄庁の裁量の余地が全くないとはいえず、従って純然たる羈束行為とは解し難い」とも述べている。ただし、根本は任意解散の場合、羈束行為としての性格が濃厚であるとも述べ、「総体的に見ると、認証は限りなく羈束された裁量行為と解するのが適當」、「極限まで制限された裁量行為と解するのが適當と考えられる」として、完全に羈束されたものでなく、一定の裁量の余地を認めていると解するが、羈束行為とほぼ同義とも述べており、裁量があることを認めつつも羈束行為であるという解釈をとっている。これに対して「準則制に裁量権などあり得ないから一九九〇年頃までは、「認証は羈束行為であって所轄庁に裁量の余地はない」というのが宗務行政の常識であった」と洗建は主張する。しかし、「純然たる羈束行為とは解し難い」と述べる根本が、一九八七年から一九八九年にかけて宗務課長を務めて

いる点では洗の主張は矛盾しており、さらには洗と根本との間で認証についての解釈も異なっている。洗も根本も同じ宗務課の実務経験を持つ研究者（根本は、のちに文化政策を専門とし、東京藝術大学教授や昭和音楽大学教授を歴任）であり、洗は一九七四年から七八年にかけて宗務課の専門職員であった。ゆえに両者の解釈が異なっていることは、まさに認証の性格や裁量の有無等、認証という語の解釈の困難さを示すものといえるが、概説書などのある程度オーソライズされた行政法の考え方から見れば、「現実には、完全に羈束された行政行為というのはほとんどなく、ほとんどは何らかの裁量の余地があるといつてよい」と説明されているため、⁽²⁸⁾「所轄庁の裁量の余地が全くないとはいえず、従って純然たる羈束行為とは解し得ない」「相対的に見ると、認証は、かつての分類にいう羈束裁量に相当する裁量行為と見なすことができる」とする根本の考え方は、一般的なものであるとも考えられる。この点、前出の井上恵行が「（法人令の）欠点を救うために、今さら認可制度の昔にかえるわけにも行かないので、ついに採られたのが認証制度である」、「国情がコチコチに固まっていた開戦前にできた団体法と、逆に世の中がガタガタにくずれていた終戦直後に生まれた法人令との真ん中をまかり通るユニークな法律」⁽²⁹⁾（内筆者）と指摘しているが、この指摘はまさに言い得て妙であり、これまでの考察からみても、行政行為としては、概ね「確認」にあたると考えられている「認証」制の性質を上手く明示した指摘であるといえよう。

二 戦後の神社法論議における法人の成立主義について

前節では、宗教法人の成立にかかる所轄庁の「認証」という行為の性格や定義づけについて、文化庁および先学の解釈を窺ってみたが、この行政の行為を受容する側、つまり、認証申請を行う社寺や教会を包括する団体の側からは、「認証」という行為をどのように考え、受け止めてきたのだろうか。研究者の側からは、前出の洗建のように認証を

羈束主義の下に法的に厳格に考え、所轄庁からの関与、裁量を極力少なくしようとする考え方もある一方、行政法学者の田上稜治（故人）のように、宗教法人を広義、狭義にかかわらず公益法人そのものとみる考え方から、「一般の公益法人の設立が認可制であるのに反し、宗教法人の設立が容易であることに、政教分離の原則との関係で問題の余地がある」と説く研究者もいる。本稿では、前節にて述べた宗教法人の認証制にかかわる問題として、戦後の神社法制定の議論を振り返ることで、神社界の法人法そのものの可否と法人法における「認証」という行政行為をいかに考えていたのかをみておきたい。⁽³³⁾

神社界では、そもそも昭和二十年十二月十五日にGHQから「國家神道、神社神道ニ對スル政府ノ保證、支援、保全監督並ニ弘布ノ廢止ニ關スル件（いわゆる神道指令）」が発せられ、國家と神社との分離が決定し、翌年二月二日までに神社にかかる官制が廢止された。ゆえに終戦直後から昭和二十一年二月三日に神社本庁が設立されるまでのわずか五ヶ月間余で祭祀法人をはじめとして今後、神社をいかなる法人の形態、性格のもとに残存させるかが検討されたが、結果的に昭和二十一年二月二日に宗教法人令が改正され、条文中に「神社」の文言が入ることによって、神社は宗教法人の道を選ぶこととなった。その後、昭和二十六年四月三日の宗教法人法の公布施行によって、現行法制のもとで全国の神社の多くがあらためて宗教法人として認証、登記を受け、現在に至ったことはいうまでもない。

しかしながら、葦津珍彦や澁川謙一が指摘するように、寺院や教会とは異なる神社の特殊な性格を重視する神社人のなかには、高階研一本庁事務総長や本庁理事であった富岡盛彦らをはじめとして、宗教法人法案の審議当初から法案に対する不満が解消せず、神社法を切望する声も少なくなかった。⁽³⁴⁾当時、法案を審議する国会議員の間にも宗教法人問題について明確な考え方が決まっていなかったこともあって、審議未了に持ち込むこともできたようであるが、澁川謙一によれば、政府やGHQに対する信義上からあえて本庁は法案に反対しない立場をとったとしている。⁽³⁵⁾こう

した考え方は、法案審議を行っていた昭和二十六年三月二十三日の参議院文部委員会において参考人招致された富岡盛彦が、「神社神道が本法案の宗教に含まれるか否かについて世上論議が多く、神社の宗教、非宗教論争が現在行はれてゐるやうであるが、神社は日本固有のもので他宗教とは異なるところもあり神社法のようなものの制定が望ましいとも考へる⁽⁹⁶⁾」と証言して、現段階では若干の不便はあつても宗教法人法案の立法の趣旨を尊重し、他宗と協力してすみやかな成立を望むが、法人法の実施後に不都合があれば、改めて改正を考へてもらいたいと条件付きでの法案の同意をするとともに、でき得ればとして神社法の要望を行っている。こうした考え方は、四十年余後の平成に入つてからも継承されており、事実、平成七年十二月四日に開催された参議院宗教法人法特別委員会にて岡本健治神社本庁総長（熱田神宮宮司）が参考人として招致され、神社界を代表して宗教法人法についての見解を次のように述べている。

結論から言ふと、神社本庁は現行の宗教法人法について、基本的に反対である。

理由は、現在の宗教法人法が、日本の宗教の実情を、しっかりと押さへてゐないためで、制定された昭和二十六年から、必ずしも好ましい法律ではないと考へてきた。

昭和三十年代に文部大臣から宗教法人法の改正を含む諮問の際も、神社本庁では全面的な改正についての意見を述べた。宗教団体が備へるべき要件を宗教法人法では示しており、その第一が教義を広めることである。が、神社は教義といふものは持つてゐない。従つて教義を言葉にし、文字にした教典といふものを持つてゐない。まづその点で、厳密に考へるならば、神社が宗教法人格を取得することは困難である。極端に言へば「宗教法人になるためには、その要件を満たしてゐないから、宗教法人格を取得したいと思へば、信仰の内容を変へて出直してこい」といふ事態を生じうる問題を含んでゐる。

さらに神社といふものは、古い歴史を持つてゐる。その神社を解散させるためには、わづか数人の役員が、解散を決議すれば消滅する。長い歴史を持ち、それぞれの地域でその生活の精神的な中核になってきた役目、さういふ歴史的な事実を全く考へずに制定されたと判断せざるを得ない。

しかし、基本的に反対しながら、その法律によって神社は法人格を得てゐる。従つてその法律を守ることについては、私共全国八万の神社とともに、それに違反することの無いやうに全力を挙げてきた。

参考人としての岡本の発言は、単なる個人的な見解ではなく、宗教法人審議会にて改正宗教法人法案を審議することから、神社本庁が神社側委員をして審議会に臨む姿勢として基本的な考え方、立場を検討したものを受けての発言である。⁽³⁸⁾ 事実、神社本庁では先に述べた基本的な考え方とは別に、平成七年九月二十九日に宗教法人審議会が文部大臣に対して「宗教法人制度の改正について（報告）」が提出された後に国会での法案審議がなされる前の十月十七日に「宗教法人法に対する神社本庁の基本的な考へ方」（総神発第一〇八〇号、神社本庁総長名）を各県神社庁へ通知しているが、その通知に記載された考へ方の前提には、昭和三十三年に宗教法人審議会に対して提出した意見書があるとする。⁽⁴⁰⁾ 後述するがその意見書に示された考へ方が、平成七年の段階まで一貫してきたとされる。⁽⁴¹⁾

そこで、現在に至る宗教法人法に対する神社界の考へ方を探る上で、戦前の大正期に行われたような神社法制定運動のようなものではないものの、神社界にて占領から恢復した昭和二十年代後半から三十年代にかけての一時期に神社法制定に向けた研究、議論を進めた時期の経緯と、法人としての神社のあり方、性質についての考へを少し跡付けておきたい。

昭和二十八年六月四日に神社本庁の第五代の事務総長に就任した吉田茂は、戦前期に貴族院議員にて厚生大臣や

軍需大臣、皇典研究所専務理事を務めた大物政治家であり、本庁設立の最大の功労者の一人でもあるが、その吉田は、占領恢復後に憲法改正の問題が沸出することを予想し、葦津珍彦に依頼して神社新報社に政教研究室を設置して天皇・神道・憲法との関係性についての検討を進めるように指示していた。⁽¹³⁾ 結果として『天皇 神道 憲法』（神社新報社）という書に結実することとなるが、政界にも太いパイプを持っていた吉田が二十九年十二月九日に急逝したためにこの段階では神社法にかかる具体的な動きにつながる迄に至らなかった。

吉田の逝去を受けて再度事務総長に就任した平田貫一事務総長の任期の時代は、改憲や再軍備を公約とした鳩山一郎が首相に就任した時期でもあった。当時、鳩山内閣は、昭和三十一年六月に憲法調査会法を公布施行して内閣に憲法調査会を設置し、調査研究を始めたことによって俄かに改憲の動きが高まっていた。神社本庁でも昭和三十年五月に評議員会、全国氏子崇敬者総代の連絡会開催の折に、神社法制定のために神社本庁の努力を要望する建議案が提出されて可決されており、その後も宗教法人法の改正、もしくは神社法制定の要望の声が強く寄せられることとなり、全国神社の具体的な意見を聴取するための意見書提出方の文書も神社本庁から通知されたという経緯がある。⁽¹⁴⁾

この折の神社法研究の中心的メンバーでもあった葦津珍彦によれば、神社法制定にかかる全国神社人の要望は高く、本庁の関心も大きかったことから、平田貫一事務総長のもとに神社法研究会も開催され、意見をまとめた中間報告もなされたと述べている。しかしながら、神社法の構想、基礎案の作成に至る以前に靖國神社法案問題が惹起し、『神社新報』においても、近い将来において実現し得る確実な成算もないのに徒に神社法制定論を刺激的に打ち出すことは、かえって神社法推進とはならず、反対論者をむしろ硬化させるとの観測のもとに新報紙上では最小限度の報道に止まったこともあって、この議論は一旦頓挫することとなったと述べている。⁽¹⁵⁾

その後、先に述べた内閣憲法調査会が設置されたことも相俟って、昭和三十一年十月六日には清瀬一郎文部大臣

が「宗教法人法は信教の自由と宗教団体の特殊性とを十分に配慮して昭和二十六年に公布実施され、爾来その趣旨に沿って運営されて来たのであるが、他面立法当初の経緯と、現行の社会事情及び運営の経験とを勘案し、改善すべき余地があると思考される」、「現行の宗教法人法そのものの不備、欠陥にもとづく諸問題もある」という理由を述べて、同省内に設置されている宗教法人審議会に対して、宗教法人法の運営上の不備について三点を指摘した上で、その可否を研究されたいとして諮問を行った。この諮問の三点のうち最も主要となった点は、「宗教法人法における認証、認証の取消等の改善方策について」というものであり、神社本庁では、諮問に「現行制度について、検討すべき事項があるかどうか」「立法当初の経緯と、現今の社会事情および運営の経験とを勘案し、改善すべき余地があると思考される」とあったことから、宗教法人法の改正問題は、現行法制の不備についての改正検討と神宮および神社の真姿顕現への導火点となり得るものとして考えていた。⁽⁴⁶⁾

この時期の神社界の動きとしては、『神社本庁十五年史』によれば、神社本庁では同年九月二十八日に神社制度調査委員会を発足させ、十月十五日に委員を委嘱、十月二十四日から議論を開始したとある。第一回の委員会では、十一月六日に文部省で第一回の宗教法人審議会が開催されるにあたっての現行宗教法人法そのものに対する神社側の改正意見が諮られたが、「宗教法人法改正についての問題点」と題した五点の改正意見をまとめたものには、

一、(一) 政府が宗教法人に対する調査権を持つことは(監督に亘らない程度)これを認めてよいか、認証の取消権も解散命令と同様に、司法権に属さすやうにする。

(2) 右の調査権は、新たな認証についても発動されることとし、右調査の結果、認証の請求が現実に反すると認められる時は、認証を拒否出来るやうにする

二、(一) 由緒ある法人（神社、寺院）は、特に国の指定を受ける。右指定を受けた法人（神社、寺院）の合併、解散は国の許可を要するようにする

(2) 認証の登記に際しては、神社、教派神道、仏教、キリスト教、その他を明記することとする。

(3) 異宗教間の法人合併は認めないこととする。

(4) 改正法律が成立した時までに、神社の称号を有たないものは、神宮、大社、宮、神社等の社名を用いられないこととする。

(三、五、については略)

とあり、宗教法人審議会の委員である平田貫一、富岡盛彦に託す神社界の主張の線として、一については、監督の乱用はさけるが認可制とする。認可制か否かは審議会の議を経ることを条件とする。二については、(1)は認可制となれば、これを認めるとし、(2)(3)については認めてよい、(4)については別途具体的な方法を研究するとした。この決定を受けて、十一月五日に、翌日の宗教法人審議会に出席する富岡委員に委員会で大方の意見の一致をみたものを本庁の意見とする申合事項が出されたが、その中には、宗教法人法の第一条については、「設立、合併、被包括関係の変更に伴ふ規則の変更は認可制とする。但し審議会の機能を活用し、干渉し亘らないやうにする」というもので、法人の成立に認可制を主とした申合事項を作成していた。⁽¹⁷⁾

昭和三十二年三月七日に開催された文部省宗教法人審議会において、神社側の委員である富岡盛彦委員は、神社本庁においてこれまで議論され取り纏められた申合事項等の基本的な方針に基づき、「宗教法人法の改正について」と題した所見を記した宗教法人法改正意見書を提出したが、その意見書の一部(抄)を掲げておくと、

宗教法人の改正について

宗教法人法の改正について、私は神社人の立場から卒直なる所見を申述べます。

現行の宗教法人法によって法人格を認められている神社の数は約八万の多きに達しており、宗教法人の総数の半分に近いと思ひます。然るに現行宗教法人法では宗教団体の定義が第二条に示されていますが、この定義は神社以外の宗教団体の定義としては、これでもいいかと思ひますが、神社を定義したものとしては、いささか無理があります。元来神社における宗教活動の主たる目的は、祭祀を行ふにあるのであつて、教養をひろめ、信者を教化育成するのは祭祀を通じて自然に行はれることで、従たる目的以上のものではありません。従つて私共としては、神社が宗教法人の中に多数存在する事実にかんがみ宗教団体の定義の所では「祭祀を執行する神社及びかくかくの団体」と云ふやうな表現をしてもらひたく、このことを一つの前提として申上りたい。

次に、神社は極めて多数の信仰者崇敬者がありますが、その範囲は必ずしも明確ではありません。又崇敬者と非崇敬者の間に線を引く事も出来にくい実情にあります。広く解すれば日本国民の大多数が神社の崇敬者なのであります。従つて神社を管理して行く者は、この広汎なる国民の意志を尊重すべき義務を感じています。それ故に宗教法人法を改正する時には、この義務観を明確にしたいと思ひます。

私共は法の改正によつて、新しい利益や特典を求めたいと思ふものではありません。⁽⁴⁸⁾それよりは神社の本質を明らかにし、神社役員の義務を明確にしたいと考へてゐるのであります。これを第二の前提とし、これらの上に立つて、次のやうな点での改正が検討されねばならないと思ひます。

一、神社の新しい設立は、現行法通りに認証制で行くとすれば、認証の条件を厳格なものにしたい。しからざれば認可を要することにした。

二、神社の合併や解散が役員の過半数決議で行ひ得るやうな現行制度は適當ではない。合併や解散等の重大事については、崇敬者からの異議申立てがあれば、国家が裁定した上でなければ有効に成立しないことにする。或はこれらの重大事は、国家の認可を要することにしたい。（宗教法人法に関する国家機関は、政党政派に支配されない特別の委員会を設けることにしたいかと思ふ）

（三）、（五）、については略す）

とあり、明らかに神社界としては、設立や合併、解散などに伴う規則の変更、つまり宗教法人の成立にかかる制度は、認可制、もしくは認証条件を厳格なものとした旨の意見が表明された（その後四月十六日にも意見書が提出）。その後、九月六日に神社制度調査委員会にて対策が協議され、同月十日に開催された宗教法人審議会においては、神社界委員から神社側の質問書が松永東文部大臣、下村寿一宗教法人審議会长へ提出された。この質問書は、神宮および熱田神宮が皇位と不可分の関係のある国家的公的性格を有したものであり、これを明確にすべきというもので神宮制度改正問題の発端をなした最初の質問であり、この質問書以後、神社界としての主張は、神社法制定の意見や認証制についての問題よりも神宮制度改正の問題へとシフトしていくこととなる。

結果的に宗教法人法の公布施行後から七年余を経た昭和三十三年四月二十日に、宗教法人審議会より「宗教法人法における認証、認証の取消の制度の改善方策に関する答申」と題した同法の改正要綱が答申された。答申では、「本審議会は審議を行つた結果、認証、公告、責任役員制度の建前について、今直ちにこれを改める必要は認めないが、運営上の事項等については以下の如き改善する諸点があるとの結論を得た」として、「この法律における宗教活動の定義を明確にすること。この法律では、宗教団体を「宗教の定義をひろめ、儀式行事を行ひ、及び信者を教化育成

することを主たる目的とする左に掲げる団体をいふ」と定義しているが、これでは神社等の宗教活動がじゅうぶんに示されていないと思はれるので、より適切な表現に改める必要があること、「宗教法人となることができる宗教団体の基準を設けること。認証事務の公正を期するため、宗教法人の認証に際し、礼拝の施設は邸内礼拝施設の類でないこと、当該団体が過去おほむね一年以上にわたつて宗教活動をしていたこと。当該団体がその施設、組織及びかつどうからみて永続する見込があること。包括する宗教団体がおほむね一〇以上あること、など宗教団体の基準を設けること。また、これに関連して、宗教法人の認証の取消は、認証書の交付後一年を経過した後においても行ふことができるやうに改めること」などの答申が出された。しかし、認証制についての変更を及ぼすまでの答申とはならず、一部が答申のなかで銘記されるのみという結果となった。このような答申となった背景としては、そもそも宗教界全体として法人法の改正を望まない風潮があり、また、神宮制度改正の問題についても、宗教法人法改正の項目としては直接関係がないため、審議することは妥当でないという結論に達することが答申に明記された。その後、本稿にての詳述は避けるが結果的には、昭和三十五年十月二十二日に神宮制度改正の問題に関して、神宮に奉祀される御鏡の有権についての確認（濱地文平衆議院議員の質問主意書に対する池田勇人首相名の政府答弁書）がなされたものの、細かな字句等の改正は別として、宗教法人法の大幅な改正に至るまでの議論が深まることはなかったといえる。

しかしながら、宗教界全体としての議論が深まらなかったとはいえども、先に少し述べたように神社界としては、この折の考え方は以後も受け継がれることとなった。前出の岡本健治神社本庁総長（熱田神宮宮司）は、戦後五十年を迎えた平成七年六月に宗教法人法改正について、

…法律の専門家ではないため正確ではないでせうが、宗教団体に対して国家が法人格を与へ、かつ特典を与へる

といふためには、それに値する存在であることが必要でせう。そのための法人格を与へるには、現在の認証制度では不十分です。ですから許可、あるいは認可といふ形をとるべきです。

…例へば、税金面で宗教法人は優遇されますが、これは結果として宗教法人以外の人がその分の税金を払ふわけです。そのやうな状況で公益の義務を果たさずに、優遇だけを受けるのでは、公平を欠くわけです。ただ、認可の条件をきつくしても、それがその通りおこなはれてゐるかどうかといふ実情の把握もおこなはなければならぬ。これは当然、調査・監督権が所轄庁になければ出来ないのこの点もあはせて見直すべきでせう。

と総長としての自身の考え方を披露しているが、この考え方は、先に述べてきた昭和三十年代の神社制度調査委員会での議論を明らかに引き継いだものであるといえよう。⁽⁵⁰⁾

なお、先に述べた神社制度調査委員会は、その後、昭和三十八年十二月から四十年にかけて神社本庁に設置、会合が開催された「神社審議会」へと引き継がれ、同審議会においても小委員会が設置されて改めて神社制度の根本問題を審議することとなったが、神社法の問題も議論されたものの、ここでは認証や認可制などの宗教法人成立にかかわる主眼の問題は議論の中心とはならなかった。また、神社制度調査委員会当時のような政府側（宗教法人審議会）からの働きかけに相俟って行つた議論ではなかったこともあり、以後、政府当局への直接的な働きかけにまでつながらなかったが、法人法の可否に対する神社界の考え方は引き継がれてきたといえよう。

神社法の議論の中心にあつた葦津珍彦は、神社審議会第一小委員会「宗教法人法の可否についての決議案（昭和三十九年十二月五日）」にて葦津の修正案が小委員会では合意されているが、これは、

今日の宗教法人法によつて規定されてゐる神社の制度は、占領下の神道指令に源流するものであつて、欠陥の著しいものがある。しかし問題は、ただ宗教法人法にのみ存するのではなくして、占領いらいの日本国の制度、国民思想のあらゆる領域に於て、日本国の現状は、神道人の見地から見て、憂ふべき実状にある。この国の現状をそのまま放任しておいて、ただ神社制度のみを形式的に修正しても、日本国と神社との正しい関係を回復することは期したい。われらは、先づ神社と国家の本義に則り、憲法改正、教育方針の是正、紀元節の復活等を通じて、占領いらい歪曲せられた日本国の精神的気流の是正に努力し、差当つて伊勢神宮・熱田神宮・靖国神社問題の解決に協力することを急務とする。

「宗教法人法」と神社制度との本質的解決の問題は、むしろしばらく国情の推移を待つて慎重なる態度を決するを適當とし、神社本質維持のための努力は、かねて神社制度調査会における決議の線を推進するとともに、神社本庁を中心とする神社界の自主的努力を強化するの道を講ずべきである。⁽⁵¹⁾

と述べ、審議会では、「現行の宗教法人法の制度の下においては、神社の国民的・公共的性格を保全しがた」く、「神社の国民的・公共的本質についての理解を、社会的に徹底させるためには、まづ第一に、現行制度の下においても、神社の維持管理が（現行法において可能なる最高限度において）国民的・公共的に行はれてをるといふ事実を示すことが必要である」として、神社法の制定が叶わないとしても、神社界の自己規制が必要であるという決議案などが審議された。このほか現段階では、新しく法律を設ける事は可能性が薄いため、新法律を求めるものの、現状では空論化する恐れがあり、実質的には現行の法下で最良の方法を求めるべきであるという考えの下に現段階の宗教法人法下で神社は宗教ではないといつてもはつきりとこれを拒否せず、新しく神社法を求め、宗教法人法に対する神道の立場

からの考へ方をまとめてゆき、その態度を正してゆくという考え方が示されている。⁽²²⁾

おわりに

本稿では、宗教法人法における法人の成立にかかる「認証」制というものの性格や定義を捉える上で、文化庁や宗務課での事務経験をもつ研究者らの解釈を窺うとともに、宗教法人法の施行後間もない時期に認証制そのものや法人法の法的不備を問い直そうとした清瀬文部大臣の宗教法人審議会への答申を受けての昭和三十年代前半の神社制度調査委員会における神社法制定論議を取り上げてみた。

とくに「認証」については、行政行為としての分類では、いわゆる「確認」にあたるものではあるが、実際には多様な解釈の仕方があり、さらには行政裁量の有無という面からは、羈束行為であつても全く裁量の余地がないというわけではないという考え方も窺うことができた。

また、戦後の神社界の宗教法人法に対する考え方も窺つてみたが、「認証」に対する考え方は、宗教法人法の制定時からの姿勢もあつて、他の宗教とは異なる面を持つ神社の特性から、戦前期にも制定に向けて運動していたような神社法のようなものでなくとも別の法制や法人法上に特別な条文を求めようとする面も窺うことができたが、法人の成立については、現在の認証制は行政の関与としては、十分ではなく、むしろ昭和三十年代初頭から認可制を志向していたことを窺うことができた。

現在の我が国の法制度、現行憲法および宗教法人法制の上では、神社法の制定そのものが無理な情勢にあることは、六十年余前とほぼ変化ない。その意味では、あらためて、神社の性質や定義、神社の精神の本質、神社の社会的存在意味の基本は何なのか、という点での学術研究も必要であると考ええる。筆者は、「本庁設立ということは、神職が

自分でものごとを根本的に考え直すための一契機となったことだけは確かなことである」とかつて櫻井勝之進が述べたように、⁽³³⁾ 商化主義の様相が強い現今の神社にあって、神社のあり方、いわゆる神社の存立にかかる基本問題の一つひとつを再考することが今後も続けられていかなばならないものと考えている。この点、本稿でも取り上げた葦津珍彦は、

いかに神社々頭の経済が繁栄しても、精神の亡滅は許されない。神社本庁の任務は、今や自信も希望もない法制度の挽回のまぼろしを無責任に、忠良の国民に誇示することではなくして、精神的本質の最後の一线を死守することではないのか。そこに最後の任務がある。

それ故に、私は神道指令によって神社が、公法人たることを禁ぜられた時にも、諸宗教との本質の異なることを明らかにすべく、神社は宗教法人にならないで、民法の祭祀を目的とする財団となり、本庁はその財団の連合としての社団となることを欲した。設立指導者は、私の理論は理解されたが、私見は入れられずに宗教法人となった（神祇制度で、公法人でなかった皇典講究所以下の諸団体は、すべて財団法人となつてゐる。⁽³⁴⁾

と指摘しているが、葦津が神社の法人の性質はかつての財団、社団のようなものであるべきと主張した点を深く検討していくことも必要であると考えている。しかしながら、葦津は「だが一社の同意も得られないまゝに終つた。それは（現行法の明らかな不備ではあるが）、税法上で宗教法人が公益財団よりも有利なのである。有利から不利へ移行することは、神社関係者の同意を得られまいと云ふのが、理由だつた。鳥居内の経営に責任のない私としては、それ以上の忠告はできない。宗教法人も祭祀財団いづれも私法人なのであるし、それほば本質的に決定的な差ではない。だが現行税法そのものが不合理であるし、その格差は、いづれなくなるはずである。その時には少なくとも精神的に

「国の宗祀」としての自信ある代表的神宮・神社は、一般の私人の私的宗教とは異なることを明示するために、宗教法人を脱して「祭祀目的の財団法人」となったがよいと思ふし、本庁は社団となるべきだ」とも述べている。事実、葦津の指摘するように、現実的には先の大戦後、全国神社は、包括宗教法人である神社本庁を設立し、包括下の各神社は宗教法人を選択しただけに、葦津が主張したような法人のあり方に移行する是非以前に、現在、広義の公益法人として本当にその公共性を護持できているかどうか、戦後の神社界の自己規制の実態を教化活動や社会活動、社会貢献などの面から見てゆくことも大事であると考ええる。また、宗教法人としての神社を考える場合、その成立にかかる認可制か認証制かという問題以前に、神社の本質、精神、社会的な意味、公共性をみる上でも、また歴史的に遡って考える上でも近代神社制度の変遷、戦前期の当時の神職や神社の諸相を窺うことのできる他の資料も用いつつ、これらを参照、分析、検討を加え、現在との比較も行っていくべきであろう。

本稿にて縷々述べた認証制の問題とともに、神社に相応しい法人制度とは何かという問題を神社のあり方、概念を探りつつ、近代・現代を俯瞰できる学術的な研究を行ってゆくことも、今後の宗教法人法の改正や、宗教法人のより良きあり方を検討する上で必要な作業であると考ええる。

註

- (1) 「進む不活動神社対策」、「不活動神社現地調査―京都の取り組み」『神社新報』三〇五三号、平成二十三年一月一日、八―九面。
- (2) 石井研士「宗教法人と地方の人口減少」『宗務時報』No.120、二〇一五年十月、一七―三五頁、同「神社神道と限界集落化」『神道宗教』二二七号、平成二十七年一月、一―二四頁。

(3) 昭和二十六年二月二十八日の第十回国会衆議院文部委員会における天野貞祐文部大臣による宗教法人法案の提案理由による。
 ……同令(宗教法人令)は現下の宗教界の実情に照しまた過去五年有余の実施のあとを顧みましたとき、不備の点も少くなく、他方におきまして、信教の自由の基盤の上に立つ新たな宗教法人制度の確立が、各方面から要望される実情にあったのであります。ここにおきまして、政府は年来慎重な研究を続け、古い伝統を持つわが国の複雑多岐な宗教事情に即応するとともに、宗教法人の特殊性と自主性を重んずる新たな宗教法人制度について、その構想を得るに至りましたので、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

…この法律の目的といたしますところは、宗教団体に法人格を与え、宗教法人が自由で、かつ自主的な活動をするための物的基礎を獲得させることであります。これがためには、あくまでも信教の自由と政教分離の原則を基本としなければならないと考えます。それとともに、宗教法人の責任を明確にし、かつその公共性に配慮を払うこともまた忘れられてはならないのであります。

(4) 栗田直樹、梅川正美「宗教法人法の立法過程」『宗教団体と法(1)』愛知学院大学法制研究所、一九九二年、一〇二六頁、梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史 近代編』東宣出版、昭和四十六年、井上恵行『改訂宗教法人法の基礎的研究』第一書房、昭和五三年、清水節「占領期「宗教法人法」の起草過程に関する一考察」『日本学研究』一六号、平成二十五年十二月、一二一―一二二頁。

(5) 文化庁文化庁宗務課内宗教法人研究会編『Q & A 宗教法人の管理運営』ぎょうせい、平成十年、一一頁。根本昭「文化政策における宗務行政の位置づけ」『宗教法』第三三三号、二〇一四年、一一三―一一八頁。大石眞「宗教団体と宗教法人制度」『ジュリスト』No.1081、一九九五年十二月、一一一―一五頁、などを参照。

(6) 現行は、平成二十年十二月一日に公益法人制度改革三法の施行を受け、民法三十三条にて、公益法人の設立が規定されているが、国もしくは都道府県知事のもとにある公益認定等委員会による公益性の認定を受けた公益財団法人、公益社団法人と、準則主義に従い登記を行うことで設立できる一般財団法人、一般社団法人という二段階制となっており、主務官庁の許可を得て財団、社団を設立できた旧三十四条とは、制度が大きく異なる。

(7) 井上恵行「宗教法人法の成立と施行」文化庁編『明治以降宗教制度百年史』原書房、昭和五十八年、三四九頁。

(8) 尾崎哲夫『はじめての行政法 第4版』自由国民社、二〇一二年、六一頁。

(9) 宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論』有斐閣、二〇一三年九月、八二―八九頁。

(10) 前掲根本「文化政策における宗務行政の位置づけ」一一七頁。

(11) 表1で示したものは、磯部力『新訂行政法』放送大学教育振興会、二〇一二年、七三頁の表を参考とした。

(12) 例えば、長野秀幸・川崎政司『行政法がわかった(改訂第2版)』法学書院、二〇一一年、一一七―一二二頁、尾崎哲夫『はじめての行政法(第4版)』自由国民社、二〇一二年、五三―六〇頁、磯部力『新訂 行政法』放送大学教育振興会、二〇一二年、などがある。

(13) 井上恵行『改訂宗教法人法の基礎的研究』三四六―三四九頁。

(14) 洗建「宗教法人認証に所轄庁が「三年ルール」を設定しているのは違憲かつ違法だ」『月刊住職』No. 222 (二〇一七年五月号)、興山舎、一〇四―一二頁。

(15) このほか、文化庁編『宗教法人の規則(改訂版)』ぎょうせい、平成二十一年(初版平成九年)、では、

規則の認証とは、所轄庁が、提出された書類に基づいて、その団体が前述の宗教団体に該当するものであること、その規則が宗教法人法その他の法令の規定に適合していること、及び設立の手續が法の規定に従ってなされていることを確認することを行います

とある。

(16) なお、初版は昭和三十九年であり、著者は神社本庁設立時の法人規則である神社本庁規則の制定にも携わった市川豊平である。

(17) 神社本庁編の『新編神社実務提要』については、もともと神社本庁設立時から昭和三十年代にかけて庶務課長、庶務部長として承認書事務決裁の中枢にあつた市川豊平が執筆した『神社関係法規の解説』、同じく『神社実務提要』『改訂神社実務提要』をもとに、法令などの改正、神社実務事情の変化などに基づき改訂したものである。ゆえに「認証」にかかる記述等は、神社本庁編のものと、市川著の最終版である『改訂神社実務提要』の表記とはやや異なっている。

(18) 阪岡誠、東川茂夫『宗教法人の実務問答集』第一書房、昭和五十四年、六九頁、では、文化庁の発行する『宗務時報』などの記載をもとに、次のような記載がある。

八一 問「認証」の意義を問う。

答 ある行為又は文書の成立、記載が正当な手続きでなされたことを公の機関が証明することである。(昭、三三、七月号)

- (19) 井上恵行「宗教法人の成立と施行」文化庁編『明治以降宗教制度百年史』原書房、一九八三年、三四八頁。
- (20) 梅田義彦『改訂増補日本宗教制度史 近代編』、二一四頁。
- (21) 井上は、寺院僧侶であり、大正十三年から昭和三十六年までの三十七年にわたって宗務課に勤務し、駒澤大学等でも講師として教鞭をとったまさに宗務行政の重鎮である。その一方、梅田は、昭和四年に内務省神社局に勤務し、神社局考証官、神祇院調査官として神社行政の中枢にあり、昭和二十二年より四十二年まで二十年余宗務課にて勤務し、その後、皇學館短期大学、東海大学の教員へと転じたという経歴をもつ。神社畑の梅田と宗務畑の井上という違いはあるが、戦後二十年近くをともに宗務課の専門職員として宗務行政に携わった者の法的解釈であることに間違いない。
- (22) 渡部蒨「宗教法人の概要」財団法人日本宗教連盟編『宗教法人読本』、ぎょうせい、昭和五十六年、七〇頁、にも当該判例が引用されている。
- (23) 奈良次郎「檀徒総代の同意を得ないで作成された寺院規則の認証行為の効力」『別冊ジュリスト 宗教判例百選』No. 37、昭和四十七年七月、六九頁、三木義一「規則認証に必要な審査の程度」『別冊ジュリスト 宗教判例百選(第二版)』No. 109、有斐閣、平成三年一月、八六頁。
- (24) 第一〇回国会における衆議院文部委員会での宗務課長の説明。
- (25) 前掲根本「文化政策における宗務行政の位置づけ」一一七―一一八頁。
- (26) 渡部蒨「最新逐条解説宗教法人法」ぎょうせい、二〇〇一年、一五〇頁。
- (27) 前掲渡部「最新逐条解説宗教法人法」、一一七―一一八頁。
- (28) 前掲尾崎「はじめての行政法(第4版)」、六一頁。
- (29) なお、分類概念を突き詰めることについては、磯部力が「この種の議論は、もちろん理論上有益な場合もあるが、しばしば観念的な議論になりすぎるきらいもある」と説くような考え方もある。
- (30) 根本昭「文化行政法の展開」水曜社、二〇〇五年、一四六―一四七頁。
- (31) 前出井上「改訂宗教法人法の基礎的研究」、二七五頁。
- (32) 田上穰治「公法学研究」良書普及会、一九八二年、一一五頁。
- (33) なお、神社界の宗教法人令、宗教法人法に対する考え方については、神社本庁総合研究所監修にて平成二十二年に神社新報社にて発刊した『戦後の神社・神道―歴史と課題』のなかで大原康男が概括(二五―三四頁)している。

- (34) 葦津珍彦『創刊十周年記念出版神社新報編集室記録』神社新報社、昭和三十一年、五八〇頁、澁川謙一『神道指令と戦後の神道』神社新報社、平成八年（初版は昭和四十六年）、九六頁。
- (35) 前掲澁川『神道指令と戦後の神道』九六頁。
- (36) 「宗教法人法愈よ成立へ」四月一日より施行 遺憾なき運用を望む 廿四日の衆院文部委員会『神社新報』二三六号、昭和二十六年四月二日、一面。
- (37) 神社本庁編『神社本庁五十年誌』平成八年、三三五―三三六頁、によると
- 一、宗教法人制度についての検討は、直接的に「信教の自由」の侵害とはならないこと。
 - 一、公益法人等の性格を有する宗教法人法下の宗教団体は、常に責任と公共性を基本とした管理運営がされるべきであること。
 - 一、現行の宗教法人法は内容が不備で満足のゆくものではないが、全国神社は法のもと堅実な運営に勤めてゐること。
 - 一、法改正によって、善良な法人や小規模法人に過大な負担がかからないこと。
 - 一、神社の実情を十分理解すること。
 - 一、抜本的見直しを今後も続けること。
- という六点であった。
- (38) 当時の宗教法人審議会の神社側委員は、岡本健治（神社本庁総長）と加藤知衛（神社本庁常務理事）の二名であり、宗教法人制度を審議する特別委員会には加藤が専任されている。
- (39) 前掲『神社本庁五十年誌』三四三―三四七頁。この通知の内容は、注21とは異なり、昭和三十三年の本庁の基本的考え方と併せて掲載しており、かなり詳しいものである。
- (40) 前掲『神社本庁五十年誌』三三五―三三六頁。
- (41) 前掲『神社本庁五十年誌』三三五頁。
- (42) 戦前期の神社法制定運動および神社法草案については、藤本頼生「照本寛と『皇国』―大正期・昭和初期の神社人の言説―」國學院大學研究開発推進センター・阪本是丸編『昭和前期の神道と社会』弘文堂、二〇一六年二月、四九―八二頁、および阪本是丸『近世・近代神道論考』弘文堂、平成十九年八月、三三二―三三六頁、を参照。なお、神社法草案では、神社の設立は許可制として考えられていた。
- (43) 神社新報政教研究室編『天皇 神道憲法』神社新報社、昭和二十九年。

- (44) 「宗教法人法の改正意見」神社本庁編『神社本庁十年史』神社本庁、昭和三十一年、三三四頁。
- (45) 葦津珍彦「神社法と靖国法案の最近の動き」『創刊十周年記念出版神社新報編集室記録』一〇六―一〇七頁。
- (46) 神社本庁調査部編『神社本庁十五年史』昭和三十六年、五八頁。
- (47) 『神社本庁十五年史』六三頁。
- (48) 富岡もとくに戦前の回帰を求めているわけではない。例えば、葦津珍彦も昭和六十年三月二十五日の朝日新聞夕刊（五面）でのインタビュー記事においても「国家神道は決して復活しないでしょう。全国の神社でつくっている神社本庁の中で国家神道制度の復活を願っている神社は一つもありません。終戦直後の約十年間はひつ迫状態に陥りました。しかしその後、人心も安定し、参拝者も増えていきます。神社の経済状態は戦時中に比べても何倍もよくなったし、神主の給与、手当もよくなり、人員も増えました。それに今の神主は『敬神の念のない公務員が神社を管理するよりも今のほうがよい』との思想が一般的です」と述べ、ほかの宗教に比べ遇されていたと葦津に聞く編集委員に対して、今の方が自由であると説く一方、戦前期にくらべ今の神社が今の政治と宗教との関係のなかで他の宗教よりも不当に差別冷遇されている状況を非難しており、その状況は現代において未だ変化していないと主張している。
- (49) 前掲梅田『改訂増補日本宗教制度史 近代編』二九六頁。
- (50) 「岡本健治新総長に聞く 一社一社が御立派に」『神社新報』二二三八号、平成七年七月二十四日、一〇面。
- (51) 神社本庁教学研究所編『神社本庁史研究叢書Ⅲ 神社審議会記録』平成九年、一五九頁。
- (52) 「神社本庁史研究叢書Ⅲ 神社審議会記録」一一六―一一七頁。
- (53) 櫻井勝之進「神社本庁設立四十周年を迎へ思ひ出すまゝ―神社庁誕生の前後―」『神社新報』一八八三号、昭和六十一年二月三日、四面。
- (54) 葦津珍彦「神祇制度思想史につき管見―本庁講師教学委員辞任に際して―」神社本庁教学研究室、昭和五十八年九月三十日、二五―三〇頁。
- (55) しかしながら、「宗教法人に対する神社本庁の基本的考へ方」（平成七年十月十七日総神発第一〇八〇号、都道府県神社庁長宛）の中には、「神社は財団的な要素が強く、極めて公共的な性格を有してをり、法人運営の責任と義務を明確にすべきである」という記載もあり、昭和三十年代初頭の神社制度調査委員会の考え方を各県神社庁へ理解してもらおうと通知していることがわかる。